

指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）菅沢荘
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形市指定 第0670100551号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 「緊急時」等における対応について	10
6. 苦情の受付について	10
7. 事故発生時の対応について	11
8. 感染症及び非常災害発生時の対応について	12
9. 虐待の防止・身体的拘束等の適正化について	12
10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	12
11. ハラスメント対策について	12
12. 施設利用にあたっての留意点	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山形市社会福祉事業団
(2) 法人所在地 山形県山形市蔵王半郷1366-2
(3) 電話番号 023-688-7504
(4) 代表者氏名 理事長 高 倉 正 則
(5) 設立（認可）年月 昭和58年6月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年2月1日指定
(指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年3月20日指定)
山形市指定 第0670100551号
※当事業所は指定介護老人福祉施設菅沢荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所菅沢荘
- (4) 事業所の所在地 山形県山形市すげさわの丘46番地
- (5) 電話番号 023-646-1160 FAX 023-646-1161
- (6) 事業所長（管理者） 大 沼 博
- (7) 当事業所の運営方針
- ①事業者は、契約者の人権と人格を尊重し、常に契約者の立場に立って援助を行います。
 - ②事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）に沿った短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護）を提供します。
 - ③事業者は、契約者の心身の状況、契約者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所計画を作成し、契約者の機能訓練及びその者の日常生活を営む上で必要なサービスの提供に努めます。
 - ④事業者は、契約者またはその家族に対してサービスの内容及び提供方法について説明します。
 - ⑤事業者は、契約者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為をしません。
 - ⑥事業者は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- (8) 開設年月 平成8年3月1日
- (9) 営業日及び予約受付時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17：45

- (10) 利用定員 18人
- (11) 通常の送迎の実施地域 山形市内の区域とする。
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	8室	
2人部屋	5室	
合 計	14室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段、移動式平行棒、マイクロサ ーミー、自立歩行機、
浴 室	2室	機械浴室（順送式特殊浴槽、チェア浴槽2 種類）、一般浴室
面 談 室	1室	
医 務 室	1室	
静 養 室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	常勤兼務 1名	1名 兼務可
2. 生活相談員	常勤兼務 2名	1名 兼務可
3. 看護職員	常勤専従 1名 常勤兼務 3名	常勤換算 6名以上
4. 介護職員	常勤専従 6名 常勤兼務 1名 非常勤専従 3名	
5. 機能訓練指導員	常勤兼務 1名	1名 兼務可
6. 医師	非常勤兼務 1名	必要数
7. 管理栄養士	常勤兼務 1名	1名 兼務可

＜職員の職務内容及び勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 事業所長（管理者） 事業所及び職員の管理を行う	月曜日～金曜日 8：30～17：15
2. 生活相談員 契約者及び家族の必要な相談に応じ、サービスの調整、居宅介護支援事業者、その他関連する機関との連絡調整を行う	月曜日～金曜日 8：30～17：15 9：00～17：45
3. 介護職員 サービスの提供にあたり契約者の必要な状況を把握し適切な介助を行う	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤： 7：00～15：45 1名 日勤： 8：30～17：15 1名 遅勤： 11：15～20：00 1名 遅勤： 13：15～22：00 1名 夜勤： 21：50～翌日7：50 1名
4. 看護職員 健康チェック等を行う事により、契約者の健康状態を的確に把握し必要な処置を行う	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤： 7：30～16：15 (1名) 日勤： 9：00～17：45 (1名) 遅勤： 9：45～18：30 (1名)
5. 機能訓練指導員 契約者が日常生活を営むのに必要な機能訓練を指導する	月曜日～金曜日の10:00～17:00の間における随時の時間
6. 管理栄養士 栄養管理及び献立の作成を行う	月曜日～金曜日 8：30～17：15
7. 医師 契約者に対し健康管理及び療養上の指導を行う	毎週水曜日 13：30～15：30

☆土日祭日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、法定代理受領サービスの場合は所得に応じ1割から3割を負担していただきます。

＜サービスの概要＞

①入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金から、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額（所得に応じ 1 割から 3 割）をお支払い下さい。実際にお支払いいただく料金は介護保険対象分と介護保険対象外分を合算した料金となります。

指定短期入所生活介護事業所菅沢荘利用料金表（介護保険対象分） R6. 4. 1 より適用

従来型個室・多床室

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 日あたりの 要介護度サービス利用料金 (10 割分)	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
1 日あたりの 各種加算料金 (10 割分)	機能訓練指導体制加算		120 円		
	看護体制加算 (Ⅰ)		40 円		
	看護体制加算 (Ⅱ)		80 円		
	夜勤職員配置加算 (Ⅰ)		130 円		
	送迎加算 (片道)		1,840 円		
合 計	8,240 円	8,930 円	9,660 円	10,360 円	11,050 円

指定介護予防短期入所生活介護事業所菅沢荘利用料金表（介護保険対象分）

R6.4.1より適用

要介護度	要支援 1	要支援 2
1日あたりの 要介護度サービス利用料金 (10割分)	4,510 円	5,610 円
1日あたりの 各種加算料金 (10割分)	機能訓練指導体制加算 120 円	
	送迎加算 (片道) 1,840 円	
合 計	6,470 円	7,570 円

《共通項目》

☆ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たし、届出を行っている事業所に対して算定される加算です。介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当していないため、1日につき220円が加算になります。

☆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

サービス利用料金と各種加算合計金額の14.0%が加算になります。

☆ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、緊急に指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を利用することが適当であると判断した場合については、7日を限度として1日につき2000円が加算になります。

☆ 若年性認知症利用者受入れ加算

若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を行った場合、1日につき1200円が加算になります。

☆ 療養食加算

主治医の発行する食事せんに基づき提供される療養食については、1食につき80円が加算になります。

☆ 長期利用者減算

自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用した場合、1日につき300円減算になります。また、61日以降は減算された単位数が料金に適用されます。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの 要介護度サービス利用料金 (10割分)	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
減算適用後の金額	5,730 円	6,420 円	7,150 円	7,850 円	8,540 円

指定介護予防入所生活介護費については、連続30日を超えて利用した場合、介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75(要支援1)または100分の93(要支援2)に相当する単位数を算定します。

要介護度	要支援1	要支援2
減算される単位数	要介護1の単位数589の100分の75に相当する単位数	要介護1の単位数589の100分の93に相当する単位数
減算適用後の金額	4,420 円	5,480 円

- ※ 満床の場合は、本体施設である指定介護老人福祉施設菅沢荘の空床ベッドを使用することがあります。その際、共通項目加算については、指定介護老人福祉施設菅沢荘の加算が算定となります。
- ※ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の連続利用日数は30日までです。30日を超えて利用する場合も、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

《要介護の方のみ適用》

☆ 緊急短期入所受入加算

緊急に指定短期入所生活介護を受け入れた場合、1日につき900円が加算になります。算定対象期間は原則として7日以内ですが、やむを得ない事情により7日以内に適切な介護を受けられるための方策が立てられない場合には、14日を限度に引き続き加算になります。

☆ 医療連携強化加算

胃ろうやたん吸引等が必要な重度な契約者を受け入れた場合、1日につき580円が加算になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金（介護保険対象外分）＞

① 食事 1日あたり 1,665円

（朝食 483円 昼食 666円 夕食 516円）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

なお、各食事時間は以下のとおりです。

朝 食： 7：30～ 8：15

昼 食：12：00～12：45

夕 食：18：00～18：45

② 滞在費

従来型個室 1日 1,231円

多床室 1日 915円

当事業所の滞在費や食費は所得や市町村民税の課税状況に応じて以下の4段階に区分されます。第1段階～第3段階の方は申請により減額の対象となります。

R7.4.1より適用

対 象 者	区分	滞 在 費		1日あたりの食費
		従来型個室	多床室	
・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・預貯金等の総額の上限が単身：1,000万円、夫婦：2,000万円を超えていないこと	第1段階	380円	0円	300円
・世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得と年金収入合計が80万円以下の方 ・預貯金等の総額の上限が単身：650万円、夫婦：1650万円を超えていないこと	第2段階	480円	430円	600円
・世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得と年金収入合計が80万円を超え120万円以下の方 ・預貯金等の総額の上限が単身：550万円、夫婦：1,550万円を超えていないこと	第3段階 ①	880円	430円	1,000円
・世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得と年金収入合計が120万円を超える方 ・預貯金等の総額の上限が単身：500万円、夫婦：1,500万円を超えていないこと	第3段階 ②	880円	430円	1,300円
・上記以外の方	第4段階	1,231円	915円	1,665円

※課税年金および非課税年金（遺族年金・障害年金）の合計額です。

※65歳未満の方は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の上限1,000万円（夫婦2,000万円）です。

③理容サービス

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 調髪、顔剃 2,200円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ご契約者の移送に係る費用

通常の送迎の実施地域外からのご利用の場合

ア 上山市、天童市、山辺町、中山町 500円

イ それ以外の市町村 1,000円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活に要する物品で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、費用を負担いただきます。持参いただく場合は、この限りではありません。

（例）電話代、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、スリッパ、石鹸、ティッシュ など
通常のおむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、月締めで請求し翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア・菅沢荘窓口での現金支払い

イ・下記指定口座への振込み

口座番号 きらやか銀行 中央営業部 普通預金 2038876

口座名 社会福祉法人山形市社会福祉事業団特別養護老人ホーム
菅沢荘長 大 沼 博

口座番号 ゆうちょ銀行 記号18540 番号4090021

口座名 菅沢荘

ウ・金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の午前9時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 「緊急時」等における対応について

サービス提供時において、契約者に病状の急変等の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

- この場合「緊急時」とは、生命にかかる事態を指します。従いまして、通常の通院や薬の調達等は、「緊急時」には該当しません。

6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所の提供したサービスに関する苦情やご相談に迅速かつ適切に対応するため、以下の専用窓口設置しております。

また、苦情受付ボックスを正面玄関・エレベーター前に設置しています。

○苦情受付窓口（苦情受付担当者）

〔職名〕 主任介護員兼生活相談員 多田 美由紀

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3を除く）

8：30～17：15

○受付電話番号 023-646-1160

(2) 当事業所における苦情の対応

苦情が発生した場合には、山形市社会福祉事業団苦情解決規程に基づき次の対応をします。

- ・利用者やその家族等からの苦情の受付を苦情受付担当者がします。
- ・苦情受付担当者は、苦情の内容、苦情申出人の希望、第三者委員への報告の要否について苦情申出人に確認します。
- ・苦情受付担当者は、直ちに苦情解決責任者（荘長）や第三者委員へ報告します。
- ・苦情の内容、苦情申出人の希望を苦情解決委員会にかけ、協議し解決に努めます。
- ・苦情解決責任者は、苦情申出人や第三者委員に対して、一定期間経過後その結果を報告します。

なお、苦情解決委員会は、荘長・副荘長・主査・生活相談員・看護師・主任介護員で構成しています。

当事業所では、荘長を苦情処理責任者として苦情処理委員会を設置し、社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

当事業所の第三者委員は次の方々です。

氏 名	役 職 名
三森 聡	元山形市立第五小学校校長
無着 道子	前山形市教育委員
奥山 信昭	山形市民生委員児童委員連合会常任理事

(3) 行政機関その他苦情受付機関

山形市役所福祉推進部 指導監査課	所在地	山形市旅籠町2-3-25	
	電話番号	023-641-1212	
	FAX	023-624-8892	
山形県国民健康保険 団体連合会介護保険課	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6	
	電話番号	0237) 87-8006	FAX (0237) 83-3354

※山形市以外の方につきましては、お住まいの介護保険課の窓口までお願いします。

※受付除外日：毎週土日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3

7. 事故発生時の対応について

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した時は、速やかに家族、主治医または指定の医療機関に連絡し適切な措置を講じますが、その概要は次のとおりです。

- ・事故の発生・発見があった場合には、安全の確保（呼吸、保護、場所など）を図ります。
- ・発見者は、必要な協力の要請をします。また、看護職員・介護職員・荘長・家族・当該契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ・心肺蘇生や止血など必要な処置をするとともに、通院や救急車の要請をします。家族には、来荘や来院の要請をします。
- ・保険の適用の判断をします。
- ・家族に対し、事故の詳細や今後の対応を説明し、速やかに市町村に報告します。
- ・事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発生を防ぐため必要な対策を講じます。

当事業所は、全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」の傷害保険と賠償責任保険に加入しています。

8. 感染症及び非常災害発生時の対応について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。また、有事に備え、地域との防災協力体制を図り、職員に対する研修や防災計画に基づき訓練を実施しております。

9. 虐待の防止・身体的拘束等の適正化について

契約者等の人権擁護、虐待防止の啓発・普及のため、各種制度の利用支援や虐待防止の研修等を行っております。又、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は関係機関へ報告いたします。

契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とします。

虐待防止及び身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し周知徹底を図っております。

○高齢者総合福祉施設すげさわ リスクマネジメント委員会
体制責任者 施設長 大沼博
体制担当者 リスクマネジメント委員長 高橋静保

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

11. ハラスメント対策について

介護現場において利用者やご家族、その関係者が職員に対して恫喝や理不尽かつ過剰な要求を突きつける「カスタマーハラスメント」により精神的苦痛を受け休職や退職を余儀なくされる職員が増加しています。介護事業所でのハラスメント防止のため、山形市では「介護事業所におけるハラスメント対策マニュアル」を作成し各事業所での活用を推進しており、「高齢者総合福祉施設すげさわ」は上記方針、マニュアルに沿った対応を行い、職員へのハラスメント等迷惑行為が確認された場合は、サービスの中断、契約解除をする場合がございます。

○サービス利用にあたっての禁止行為

① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷等

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為
上記行為対応の為、ハラスメント対応担当者を設置し速やかな問題解決に取り組むとともに、再発防止に努めます。

1 2. 施設利用にあたっての留意点

- ・居室及び共用設備の使用については、用途に応じ、適切にご使用ください。
- ・共同、集団生活の部分がございます。契約者間で和やかに過ごし頂けるようお願いいたします。
- ・施設内の避難口、避難経路をご確認ください。なお、災害時等は職員の誘導に従って避難をお願いいたします。（ご不明な点は職員までお問い合わせください。）
- ・施設内での喫煙については、所定の場所をお願いいたします。
- ・食べ物の持ち込みについては、食べ物の数量や消費期限をご確認の上、お願いいたします。
- ・他の契約者へのおすそ分けは、衛生管理上ご遠慮ください。
- ・各種書類の提出及び利用料金などの支払いについては速やかにお願いたします。
- ・職員へのお心遣いはご遠慮ください。
- ・上記のことで、ご不明な点などございましたら、職員までお問い合わせください。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所菅沢荘

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて山形市社会福祉事業団から重要事項の説明を受け、指定短期入
所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に同意し受領しました。

契約者氏名

印

代筆者氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条および厚生省令第35号（平成18年3月14日）第133条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。